

## 「第247回判例・事例研究会」

日 時	平成30年2月7日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 屋敷里絵

### 【判例】

事件の表示	事 件 名 供託金還付請求権確認本訴事件 同反訴請求控訴事件 管轄裁判所 大阪高等裁判所 事 件 No. 平成28年(ネ)第2773号 判 決 控訴棄却 平成28年9月26日
事案の概要	Aに対する債権を有するXが、AのBに対する売掛債権(譲渡禁止特約付)を譲渡したケースにおいて、その後、Aに破産手続開始決定がなされ、破産管財人Yが就任した。 Xが当該売掛債権の譲渡禁止特約について悪意であった場合、Yは、AB間の債権譲渡の無効を主張することができるか。
判 旨	譲受人が、譲渡禁止特約のある指名債権を特約の存在を知って譲り受けた場合、債権譲渡は、債務者が承諾を与えていない以上無効であるところ、Xが主張する最高裁H21.3.27判決は、譲渡禁止特約に反して債権を譲渡した債権者自身が同特約の存在を理由に譲渡の無効を主張することを許さないとしたにとどまるものであって、それ以外の者が上記の主張をすることの可否についてまで判示したものと解することはできず、破産管財人は、破産債権者の利益のために破産財団を収集し、その換価・配当に当たる点で、執行機関としての地位も具備するものであるから、Yは、AB間の債権譲渡の無効を主張することができる。